

府 食 第 5 1 5 号
令 和 8 年 9 月 9 日

農林水産大臣
鈴木 憲和 殿

食品安全委員会
委員長 祖父江 友孝

食品健康影響評価について（回答）

令和8年9月2日付け8消安第3230号をもって貴省から当委員会に対し意見を求められた、動物用ワクチンの添加剤として使用する鶏卵全卵粉末に係る食品健康影響評価については、別紙「動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方」（平成26年10月14日食品安全委員会決定）に基づき、下記に示す理由から、本成分が動物用ワクチンの添加剤として使用される限りにおいて、人への健康影響は無視できると考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

鶏卵全卵粉末（ただし、経口ワクチンの添加剤としての使用に限る。）は、動物用ワクチンの添加剤の食品健康影響評価の考え方（平成26年10月14日食品安全委員会決定）の1.（1）の「食品」に該当する。